

議案第3号

小松市立博物館・美術館設置条例について

小松市立博物館・美術館設置条例を次のように制定する。

小松市立博物館・美術館設置条例

わたしたちのまち小松には、霊峰白山と日本海に育まれた自然、そして太古の昔から先人の長い営みの中で培われてきた豊かな文化があります。

また、小松を愛し、郷土の人々のためにと貴重なコレクションが贈られ、それをもとに博物館・美術館が作られ長い歴史を重ねてきました。しかし今、急速な時代の変化とグローバル化の中で、地域の資産を総合的に見直し、その価値を広く世界に発信することが求められています。小松市立博物館及び美術館は、連携して、小松の歴史文化や美術芸術、自然を守り、活用し、新たな魅力や価値を見だし、市民とともにふるさと小松を未来に継承してゆくために本条例を定めます。

(設置)

第1条 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学分野に関する資料（以下「博物館・美術館資料」という。）を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に人人の利用に供し、その教養、調査研究、レクレーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館・美術館資料に関する調査研究を行うため、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する博物館として、小松市立博物館・美術館（以下「博物館・美術館」という。）を設置する。

(施設の構成)

第2条 博物館・美術館は次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 博物館施設
 - (2) 美術館施設
- (施設等の設置)

第3条 博物館・美術館の名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

分類	名称	位置
博物館施設	小松市立博物館	小松市丸の内公園町19番地
	石川県立尾小屋鉦山資料館	小松市尾小屋町カ1番地1
美術館施設	小松市立本陣記念美術館	小松市丸の内公園町19番地
	小松市立宮本三郎美術館	小松市小馬出町5番地

- 2 小松市立博物館に、次のとおり分館を設置する。

名称	位置
錦窯展示館	小松市大文字町95番地1
美術品収蔵館	小松市丸の内公園町19番地

- 3 小松市立宮本三郎美術館に、次のとおり分館を設置する。

名称 宮本三郎ふるさと館
位置 小松市松崎町16番地1

- 4 石川県立尾小屋鉦山資料館に、次のとおり附属施設を設置する。

名称 尾小屋メインロード
位置 小松市尾小屋町阿手坂77番地

(事業)

第4条 博物館・美術館（分館を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 博物館・美術館資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 博物館・美術館資料の利用に関すること。
- (3) 博物館・美術館の施設の利用に関すること。
- (4) 博物館・美術館資料の調査研究に関すること。
- (5) 博物館・美術館資料の目録、図録、案内書、解説書、調査研究報告書等の作成及び頒布に関すること。

- (6) 博物館・美術館資料についての講演会，講習会，映写会，研究会の開催に関すること。
- (7) 他の博物館等との相互協力に関すること。
- (8) 教育，学術又は文化に関する施設への協力及びその活動支援に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか，博物館・美術館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

第5条 博物館・美術館の開館時間は午前9時から午後5時までとする。

- 2 博物館・美術館の休館日は別表第1に定めるとおりとする。
- 3 前項の規定に関わらず，市長が特に必要があると認めるときは，臨時に開館時間及び休館日を変更することができる。この場合において，市長は，その旨を掲示その他の方法で周知するものとする。

(入館料)

第6条 博物館・美術館は，法第23条ただし書の規定により，別表第2に定める額の範囲内で入館料を徴収する。ただし，平常展においては高校生以下の者からは，入館料を徴収しない。

- 2 市長は，特に必要があると認めるときは，入館料を減免することができる。

(職員)

第7条 博物館・美術館に，館長，専門的職員（学芸員及び学芸員補）及び事務職員を置く。

- 2 館長及び専門的職員は，法に定める職務を行う。
- 3 事務職員は，館長の命を受け，事務に従事する。
- 4 分館に，必要な職員を置く。

(博物館・美術館協議会)

第8条 博物館・美術館の運営に関して，専門的立場から評価や意見を述べる機関として，博物館・美術館協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、教育関係者並びに学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 前項の委員の定数は、10人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、博物館・美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（小松市立錦窯展示館条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
小松市立博物館設置条例（昭和32年小松市条例第28号）
尾小屋鉦山資料館条例（昭和59年小松市条例第23号）
小松市立錦窯展示館条例（平成11年小松市条例第22号）
小松市立宮本三郎美術館条例（平成12年小松市条例第59号）
（特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年小松市条例第2号）の一部を次のように改正する。
別表中「博物館協議会委員」を「博物館・美術館協議会委員」に改める。
- 4 小松市文化施設等における共通入館券の発行に関する条例（平成23年小松市条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条中第5号及び第8号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号

とし、第9号を第7号とする。

第6条中「小松市立博物館設置条例（昭和32年小松市条例第28号）第6条」を「小松市立博物館・美術館設置条例（令和2年小松市条例第 号）第6条」に改め、「尾小屋鉦山資料館条例（昭和59年小松市条例第23号）第4条、小松市立錦窯展示館条例（平成11年小松市条例第22号）第4条、小松市立宮本三郎美術館条例（平成12年小松市条例第59号）第6条」を削る。

別表（第5条関係）

施設名	休館日
博物館 錦窯展示館	(1) 水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する法律）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日 (2) 休日の翌日（前号に定める場合を除く。） (3) 12月29日から翌年1月3日までの日
尾小屋鉦山資料館	(1) 水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する法律）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日 (2) 休日の翌日（前号に定める場合を除く。） (3) 12月1日から翌年3月24日
本陣記念美術館 宮本三郎美術館 宮本三郎ふるさと館	(1) 月曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する法律）に規定する休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その翌日 (2) 休日の翌日（前号に定める場合を除く。） (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

別表（第6条関係）

施設名	区分		入館料（1人1回）
博物館	平常展	個人	300円

錦窯展示館 本陣記念美術館 宮本三郎美術館		団体	250 円
尾小屋鉦山資料館	平常展	個人	500 円
		団体	450 円
第3条に規定する 全ての施設	特別展	個人又は団体	1,000 円以内でその 都度市長が定める。

備考

「団体」とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。

議案第 4 号

小松市立博物館規則を廃止する規則について

小松市立博物館規則を廃止する規則について次のとおり制定する。

小松市立博物館規則を廃止する規則

小松市立博物館規則（昭和 32 年小松市教委規則第 1 号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 5 号

小松市立宮本三郎美術館規則を廃止する規則について

小松市立宮本三郎美術館規則を廃止する規則について次のとおり制定する。

小松市立宮本三郎美術館規則を廃止する規則

小松市立宮本三郎美術館規則（平成 12 年小松市教委規則第 13 号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

尾小屋鉦山資料館規則を廃止する規則について

尾小屋鉦山資料館規則を廃止する規則について次のとおり制定する。

尾小屋鉦山資料館規則を廃止する規則

尾小屋鉦山資料館規則（昭和 59 年小松市教委規則第 10 号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める
条例の一部を改正する条例について

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める
条例の一部を改正する条例

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成21年小松市条例第48号）の一部を次のように改正する。

本則中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、本則に1号として次の1号を加える。

- (1) 博物館の設置，管理及び廃止に関すること。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成21年小松市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成21年12月28日 条例第48号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。) (2) 文化に関すること。</p>	<p>○小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成21年12月28日 条例第48号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) <u>博物館の設置、管理及び廃止に関すること。</u> (2) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。) (3) 文化に関すること。</p>

議案第8号

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則の一部を改正する規則について

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
関する規則の一部を改正する規則

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成
22年小松市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条表中尾小屋鉦山資料館，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松
市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事
務の項を削る。

附 則

この規則は，令和2年4月1日から施行する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1" data-bbox="76 738 1104 1121"> <thead> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾小屋鉱山資料館、小松市立博物館、本陣記念美術館、小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市にぎわい交流部の職員</td> </tr> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市産業未来部の職員</td> </tr> <tr> <td>中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市市民共創部の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	尾小屋鉱山資料館、小松市立博物館、本陣記念美術館、小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の一部を市長の事務部局の職員に補助執行させることに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を、同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1" data-bbox="1133 738 2154 1121"> <thead> <tr> <th>教育委員会の権限に属する事務</th> <th>補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市産業未来部の職員</td> </tr> <tr> <td>中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務</td> <td>小松市市民共創部の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定により補助執行させる事務の専決及び代決については、当該事務を行う部長及び課長をそれぞれ小松市教育委員会事務決裁規程(平成22年小松市教育委員会規程第1号)第2条に規定する教育次長及び課長等とみなして、同規程の規定を適用するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	_____	_____	_____	_____	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員																		
尾小屋鉱山資料館、小松市立博物館、本陣記念美術館、小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員																		
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員																		
中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員																		
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員																		
_____	_____																		
_____	_____																		
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員																		
中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員																		

議案第9号

小松市教育委員会の組織等に関する規則及び
小松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について

小松市教育委員会の組織等に関する規則及び小松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会の組織等に関する規則及び
小松市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

(小松市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 小松市教育委員会の組織等に関する規則(平成22年小松市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中尾小屋鉦山資料館の項, 博物館の項, 本陣記念美術館の項, 宮本三郎美術館の項及び宮本三郎ふるさと館の項を削る。

(小松市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 小松市教育委員会公印規則(昭和59年小松市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表教育機関等及び教育機関等の長印の部博物館印の項, 博物館長印の項, 本陣記念美術館印の項, 本陣記念美術館長印の項, 宮本三郎美術館印の項, 宮本三郎美術館長印の項及び尾小屋鉦山資料館長印の項を削る。

附 則

この規則は, 令和2年4月1日から施行する。

小松市教育委員会の組織等に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表2（第10条関係）		別表2（第10条関係）	
名称	共通的分掌事務	名称	共通的分掌事務
尾小屋鉦山資料館	(略)		(略)
博物館			
本陣記念美術館			
宮本三郎美術館			
宮本三郎ふるさと館			
教育研究センター			
(中略)		(中略)	
少年育成センター		少年育成センター	

小松市教育委員会公印規則（昭和59年小松市教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行								改正後（案）									
別表（第3条関係）								別表2（第10条関係）									
種類	名称	様式	寸法 (単位:ミ リメートル)	書体	使用区分	保管者	保管場所	個数	種類	名称	様式	寸法 (単位:ミ リメートル)	書体	使用区分	保管者	保管場所	個数
(中略)								(中略)									
教育 機関等 及び 教育 機関等 の 長 印	博物館印		方30	れい 書	博物館名を もってす る公文書	博物館長	博物館	1									
	博物館長 印		方18	てん 書	博物館長名 をもつてす る公文書	博物館長	博物館	1									
	本陣記念 美術館印		方20	れい 書	本陣記念美 術館名をも つてする公 文書	本陣記念美 術館長	本陣記念 美術館	1									
	本陣記念 美術館長 印		方18	てん 書	本陣記念美 術館長名を もつてする 公文書	本陣記念美 術館長	本陣記念 美術館	1									

宮本三郎 美術館印	美術館之印 宮本三郎 小松市立	方 30	れい 書	宮本三郎美 術館名をも ってする公 文書	宮本三郎美 術館副館長	宮本三郎 美術館	1								
宮本三郎 美術館長 印	館長之印 本三郎美術 小松市立宮	方 18	てん 書	宮本三郎美 術館長名を もってする 公文書	宮本三郎美 術館副館長	宮本三郎 美術館	1								
尾小屋鉦 山資料館 長印	館長印 鉦山資料 尾小屋	方 21	れい 書	尾小屋鉦山 資料館長名 をもつてす る公文書	尾小屋鉦山 資料館長	尾小屋鉦 山資料館	1								

議案第10号

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程について

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

小松市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する
規程

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中尾小屋鉱山資料館長の項，博物館長の項，本陣記念美術館長の項，宮本三郎美術館長の項，宮本三郎美術館副館長の項及び宮本三郎ふるさと館長の項を削る。

附 則

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

小松市教育委員会事務決裁規程（平成22年小松市教育委員会規則第1号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
専決者	専決事項	専決者	専決事項
(中略)		(中略)	
ひととものづくり 科学館統括	(略)	ひととものづくり 科学館統括	(略)
尾小屋鉱山資料館 長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関する こと。 (2) 資料の収集，調査及び研究に関すること。 (3) 調査及び研究成果の発表に関すること。 (4) 他の機関及び団体との連絡調整に関すること。 (5) 委託資料の保管に関すること。 (6) 資料の利用に関すること。 (7) 入館料等に関すること。 (8) 入館の制限に関すること。	_____	_____
博物館長	(1) 定例的又は簡易な行事の計画及び実施に関する こと。 (2) 資料の収集，調査及び研究に関すること。 (3) 博物館協議会及び専門委員に関すること。 (4) 調査及び研究成果の発表に関すること。 (5) 他の機関及び団体との連絡に関すること。 (6) 資料の利用に関すること。 (7) 入館の制限に関すること。	_____	_____
本陣記念美術館長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関する こと。 (2) 資料の収集，調査研究に関すること。 (3) 他の機関及び団体との連絡に関すること。 (4) 資料の利用に関すること。 (5) 入館の制限に関すること。	_____	_____

宮本三郎美術館長	(1) 宮本三郎美術館の企画運営に関すること。		
宮本三郎美術館副館長	(1) 定例的又は簡易な行事の計画及び実施に関すること。 (2) 資料の収集, 調査研究及び保管展示に関すること。 (3) 他の機関及び団体との連絡調整に関すること。 (4) 資料の利用に関すること。 (5) 入館の制限に関すること。		
宮本三郎ふるさと館長	(1) 定例的又は軽易な行事の計画及び実施に関すること。 (2) 資料の収集, 調査研究に関すること。 (3) 他の機関及び団体との連絡に関すること。 (4) 資料の利用に関すること。 (5) 入館の制限に関すること。		
教育研究センター 所長	(略)	教育研究センター 所長	(略)

小松市サイエンスアドベンチャーについて

1. 開催日時・会場

【日時】令和元年12月 7日(土) 13:00～16:20

【会場】サイエンスヒルズこまつ わくわくホール

2. 参加者

【小学生ものづくりコンテスト】 【湯浅・中山賞受賞者 発表会】

教育長 金沢大学 松原道男教授(アドバイザー)

小松市内の8小学校4～6年生, 26チーム参加 74名

発表者2名(小学生2名) 教員, 保護者

合計 約150名

3. 内容について

【小学生ものづくりコンテスト】

本年度の課題は、「遠くまで飛ぶ紙飛行機を作ろう」でした。1枚の専用用紙のみを使い、紙飛行機を製作し、飛距離と正確性を競いました。どのチームも互いに協力しながら、意欲的に紙飛行機の制作に取り組みました。

制作・試技(練習飛行)を何度も繰り返し、より遠くに、より正確に飛ぶように、試行錯誤する児童の様子がうかがえました。

コンテストに向けて、自分たちで主体的に練習に取り組み、準備してきたチームがたくさんいました。また、多くの保護者が会場に足を運び声援を送っていました。一人ひとりの紙飛行機が飛距離を伸ばし、ラッキーゾーンに入るたびに、会場からは歓声があがりました。



【結果】

金賞：芦城小D 銀賞：能美小A 銅賞：芦城小A

努力賞(個人) 岩崎 未紅(安宅小A) 山本 笑子(蓮代寺小A) 山前 菜生(国府小D)

【湯浅・中山賞受賞者 発表会】

「小学生ものづくりコンテスト」後に、コンテスト参加児童も参加し、研究発表会を実施した。2人とも、写真や表などを盛り込み、大変わかりやすい発表を行った。2人の研究発表に対して、参加児童が積極的に質問をしたり感想を述べたりしていました。参加児童にとって大変有意義な研究発表会となりました。来年度以降も、今年度同様に、子どもたちが積極的に参加し、活躍できる研究発表会を継続していく予定である。

閉会式では、金沢大学 松原道男教授より、「身近な自然事象を題材に、経年的に研究することの大切さ」や「試行錯誤して工夫を繰り返すことの大切さ」等、講評および助言を頂きました。

湯浅・中山賞受賞者発表会 発表者名・研究名

①今江小学校 5年 木場 翠

「草から出る！ポンドのひみつ

～ハマヒルガオとコニシキソウの研究～」

②稚松小学校 6年 中村紗月

「すばらしかった金魚の聴覚と嗅覚ー学習能力はあるのかー」



寄附受納について

小松シティロータリークラブ様より国語教育充実の支援のために、下記のとおり寄附のお申し出がありました。

記

- 1 受納日 令和2年3月23日（月）予定
- 2 寄附金額 200,000円
- 3 寄附目的 「小松市小・中学生 かけはし文芸コンクール」
作品集出版支援金
- 4 感謝状 令和2年3月23日（月）
小松シティロータリークラブ創立記念例会の席上にて
贈呈予定

小松市立高校受検状況について

	普通科					普通科（芸術コース）					合計
	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	
平成28年度	32	24	154	140	164	23	10	22	22	32	196
平成29年度	30	24	145	136	160	38	10	35	30	40	200
平成30年度	17	17	157	148	165	30	10	25	25	35	200
平成31年度	19	16	160	144	160	31	10	28	28	38	198
令和2年度	26					21					

○令和2年度募集人数

- ・普通科 120名（うち推薦12名）
- ・普通科芸術コース 40名（うち推薦10名）

○今後の予定

- ・推薦入学検査日 2月13日（木）
- ・推薦入学合格内定者数公表と通知 2月18日（火）
- ・一般入学出願 2月19日（水）～25日（火）
- ・入学検査 3月10日（火）～11日（水）
- ・合格発表 3月18日（水）正午

■主なイベントから

<p>1月4日(土) 13:10～ 15:50～ 参加240人 3Dスタジオ</p>	<p>「爆笑！星兄プラネタリウムショー」 星兄(田端英樹氏)</p> <p>笑いを交えて見事な話術で星空を紹介する。今回は冬と春の空をテーマの50分解説で、来館者を星空へ誘った。当館においては、4年連続6回目のステージとなる。毎回ほぼ満席。</p>	
--	---	---

■体験教室等

<p>1月 4校174人 わくわくホール</p>	<p>プログラミング教室(授業として)</p> <p>市内全小学校4年のプログラミング体験。合わせて3Dスタジオにて星の学習実施した。(星の動き、季節の星座)</p>	
<p>1月11・12日 低学年 71人 高学年 36人 わくわくホール</p>	<p>レゴプログラミング体験教室(週末体験教室として)</p> <p>人気の高い初めてプログラミングを体験する「まったく初めてクラス」を拡大募集して実施。定員に対し約2倍の応募者に対応した。</p>	
<p>1月11日(土) 参加18人</p>	<p>電動ゲジゲジ虫をつくろう！ 北陸電力(株) 小松支店</p> <p>モーターを使った動くおもちゃづくり。毎年、協力をいただいている企業の一つ。</p>	
<p>1月17日(金) 参加6人</p>	<p>こまつ市民大学 大人のためのサイエンスサロン(全11回) ⑤力と運動(慣性の法則)</p> <p>市民大学への全7講座のうち、1月中は1講座を開催。</p>	
<p>1月18(土)19日(日) 参加28人</p>	<p>教育ブロックIQ KEY「ギアチェンジ！レーシングカー！」 協力:サイエンスシーズ 全国科学館連携協</p> <p>レーシングカーを組み立て、課題に応じて改造する過程を通して、ものづくりと条件制御の仕組みを学ぶ。キット借用を協力いただいている。</p>	
<p>1月26日(土) 参加21人</p>	<p>液体窒素で遊んでみよう！ 県立大学 中谷内修氏</p> <p>液体窒素を使い、極低温の世界でおこる現象を体験する。</p>	

■今後の予定から

<p>2月23日(日祝) 11:10～</p>	<p>プロフェッショナルトーク 公立小松大学 香川博之氏</p>	<p>3Dスタジオ</p>
<p>2月24日(月) 10:30～</p>	<p>「SDGsってなあに？」 (株)シンカクシヨニリサーチ 糞広大氏</p>	<p>わくわくホール</p>
<p>2月1日～3月1日</p>	<p>巡回展示「Lesson#3.11 7年目の選択」</p>	<p>企画制作:日本科学未来館</p>
<p>2月1日～3月1日</p>	<p>巡回展示「出動！国際緊急援助隊 世界は支えあっている」</p>	<p>企画制作:国際協力機構</p>
<p>2月11日 11:15～11:30</p>	<p>石川TV「ふれあい空間いしかわ」でヒルズが取り上げられる。</p>	<p>R1.7～ 取材</p>